



## 高齢者安全運転支援装置設置 促進事業費補助金制度を始めます

近年、全国的に高齢の運転者による痛ましい交通事故が多発しています。  
こうした事故を防ぐため、高齢者の方を対象とした、後付けによる「安全運転支援装置」の設置費用に対する補助を行います。

### 申請受付期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月1日(月) (令和2年度限り)

### 主な補助対象者の要件

- ・市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている者
- ・令和3年3月末時点で65歳以上の者
- ・非営利かつ自ら使用する自動車に、令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を設置した者
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している者 など

### 主な補助対象自動車要件(自動二輪を除く。)

- ・安全運転支援装置の設置が可能で、個人の用途に供するもの
- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていて、「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの など

### 補助対象の安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた、後付けの急発進等抑制装置(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置)

### 補助金額

装置の購入設置にあたって負担した額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

- ・障害物検知機能付き 上限32,000円
- ・障害物検知機能なし 上限16,000円

※設置に際して行った自動車の故障個所の修理や改造に係る費用は除きます。

### 申請方法

安全運転支援装置の設置日から3カ月を経過する日又は令和3年3月1日のいずれか早い日まで  
に、次のものを持参の上、防災行政課へ申請してください。

- ①申請書兼実績報告書
- ②安全運転支援装置販売・設置証明書  
(施工業者が記入したものに限り。)
- ③補助金交付請求書
- ④自動車検査証の写し
- ⑤自動車運転免許証の写し
- ⑥国土交通省の後付けの急発進抑制装置の先行個別認定製品であることを証する書類
- ⑦領収書の写し
- ⑧補助金振込口座の通帳の写し
- ⑨印章(はんこ)



■問合せ 防災行政課(北館3階)



LINEを活用して市が管理する道路(陥没やひび割れ)・公園(遊具などの不具合)に関する情報提供を受け付けます

# 市民通報システム\4月から/ スマレポきよすが始まります!

清須市では、スマートフォンアプリケーション「LINE」を活用して、市の管理する道路・公園の不具合などの情報提供を市民の皆さまから受け付けます。(市の管理物でなかった場合は、必要に応じて管理者に情報提供します。)

市民の皆さまからレポートしていただくことで、市民と市役所がつながり、解決していく取り組みです。

ご利用いただくには、「清須市LINE公式アカウント」への友だち登録が必要となります。

「清須市LINE公式アカウント」では、市のイベント情報等の行政情報も配信していきます。登録の上、ぜひご利用ください。



友だち登録はこちらから



現場の画像は**近くから**と**遠くから**撮影した2枚を送ってください。

※受信確認は、平日の開庁時間に行います。

## 通報・対応フロー

市管理の道路・公園で陥没、ひび割れ、遊具の不具合を発見!



状況を撮影し、LINEで①画像②位置情報(又は住所や公園名)を投稿  
※併せて、場所や状況説明に関するメッセージもお送りください。



人事秘書課・管理物の所管課が情報を確認

対応、経過観察等

市ホームページにて対応結果を公表(月1回)



緊急の場合

市役所 ☎052 - 400 - 2911 まで直接ご連絡ください。

※トーク画面の応答は、自動応答のため、個別の返信はできません。  
※「スマレポきよす」は、情報提供を受けることを目的としており、いただいた情報について、必ずしも市の対応をお約束するものではありません。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



## 地域防災リーダー養成講座 受講者募集!

自らはもとより、地域の大切な方々を災害から守るため、正しい知識と行動を学びませんか?

募集人数  
20名程度

第1回

5/10  
(日)

午前9時～正午

講義 地域防災リーダーの役割・心構え

グループワーク 自分の地域を防災の観点から評価する  
ー住まいの地域の再確認ー

第2回

5/16  
(土)

午後1時30分～3時40分(予定)

防災講演会

<テーマ> 「あれから20年、ご存じですか?東海豪雨ー水害の恐ろしさと水害後の対応についてー(仮題)」

○詳細につきましては、広報清須5月号でお知らせします。

○防災講演会は事前申込不要です。どなたでも、ご参加いただけます。

第3回

7/5  
(日)

午前9時～正午

講義 「清須市避難所運営マニュアル」の運用

講義・グループワーク 避難所運営ゲーム(HUG)

●講師 認定NPO法人レスキューストックヤード、清須市職員

※申込をされた方には、原則3つの講座すべてを受講していただけます。

※会場は、すべて清洲市民センターとなります。

申込方法

①電話又は防災行政課窓口での申込方法

「地域防災リーダー養成講座の申込」とお伝えください。

②FAX(052-400-2963)又はeメール(bosaigyosei@city.kiyosu.lg.jp)での申込方法

件名を「地域防災リーダー養成講座申込」とし、住所・氏名・電話番号・ブロック名(町内会名)をご記入の上、送信してください。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

## 災害への備えとして!「清須市すぐメール」

### 「清須市すぐメール」の概要

「清須市すぐメール」とは、清須市からの防災・防犯情報などをメールで配信するサービスです。

避難所の開設状況や避難勧告などの避難情報発令状況、不審者情報などをメールで配信します。

### メール配信登録

次のメールアドレスに空メール(タイトル、本文なし)を送信すると登録用URLが記載されたメールが届きます。

[t-kiyosu@sg-p.jp](mailto:t-kiyosu@sg-p.jp)

右の二次元コードにアクセスしていただいても登録できます。

登録手順の詳細につきましては、市ホームページの[防災・安心]→[災害情報]→[清須市の防災・防犯情報をメールでお届けする「清須市すぐメール」]のページに掲載されている、[清須市すぐメール登録手順書]をご覧ください。

■問合せ 防災行政課(北館3階)



パソコン  
スマートフォン  
の方はこちら



スマートフォン  
以外の携帯電話  
の方はこちら



## 寄附をいただきました

○松本工業株式会社 様

大垣共立銀行様を通じて ポータブル通訳機 3台 ・ 庁舎用清掃器具 1組

十六銀行様を通じて 現金10万円

有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。



## 会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員を次のとおり募集します。

詳細につきましては、申込等問合せ先にお問い合わせください。

職 種	人員	資格等	勤務場所	勤務時間	報酬単価	申込等問合せ
一般事務補助員 (国勢調査事務補助)	2人	なし	・市役所 ・西枇杷島 福祉センター	7～12月の 月～金曜日 午前9時～午後4時	999円	企画政策課 (北館3階) 内3212 3253
一般事務補助員 (国勢調査事務補助)	1人	なし	・市役所 ・西枇杷島 福祉センター	8～11月の 月～金曜日 午前9時～午後4時	999円	
保育士	12人	保育士	・保育園 ・子育て支援 センター	4月からの 月～土曜日	1,139円 ) 1,335円	子育て支援課 (北館2階) 内2011
児童厚生員	2人	保育士 幼稚園教諭 学校教諭	・児童館 ・児童センター	4月からの 月～土曜日	1,139円 ) 1,335円	
療育指導員	1人	保育士	・たんぽぽ園	4月からの 月～金曜日	1,139円 ) 1,252円	
保育園園務員	3人	なし	・保育園	4月からの 月～土曜日	970円	
幼稚園 非常勤講師	1人	幼稚園教諭	・西枇杷島 第1幼稚園	4月からの 月～金曜日 午後1時～5時	1,139円	学校教育課 (南館1階) 内1613
調理員	若干名	特に無し(ただし、 調理師免許 取得者は 報酬優遇あり)	・市学校給食 センター	4月からの 月～金曜日 午前8時30分 ～午後0時30分	999円 ) 1,062円	市学校給食 センター 管理事務所 ☎052-400- 7925

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



## 納税・納付のこよみ

■問合せ 収納課(北館2階)

令和2年度の納税・納付は、下表のとおりです。  
税金は、社会を支える柱です。納期内の納税・納付にご協力をお願いします。

納期限 税目など	令和2年										令和3年	
	4月 4/30 (木)	5月 6/1 (月)	6月 6/30 (火)	7月 7/31 (金)	8月 8/31 (月)	9月 9/30 (水)	10月 11/2 (月)	11月 11/30 (月)	12月 12/25 (金)	1月 2/1 (月)	2月 3/1 (月)	
市民税			1期 全期前納		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期 全期前納			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康 保険税	1期			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

### 納税・納付には、納め忘れが無い、便利な「口座振替」をご利用ください

預貯金口座からの自動引落は、納期限日が振替日となります。

#### 口座振替の申込手続き

あなたの預貯金口座のある下記の金融機関で取扱います。

**三菱UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、中日信用金庫、  
岐阜信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局**

預貯金通帳・印鑑(通帳届出印)をご持参いただき、市内の上記金融機関で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。

なお、口座振替の開始は、依頼書を提出した月の翌月末以降からとなります。

※納期限後の納付については、法律に定められた延滞金が課されます。

## 税だより「令和2年度固定資産税」

#### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋の納税者の方が、清須市内で課税されている土地・家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

#### 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を無料で交付することができます。

また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧が可能です。その場合、賃貸借契約書等の提示が必要です。

**縦覧・閲覧期間** 4月1日(水)～30日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。)

**縦覧場所・閲覧場所** 税務課

#### 縦覧・閲覧の持ち物

本人確認ができるマイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・住基カード・パスポート・健康保険証・年金手帳などをお持ちください。

法人の場合は法人の代表者印、もしくは代表者印が押された委任状をお持ちください。

■問合せ 税務課(北館2階)



## 国民健康保険にご加入の方へお知らせ

### 国民健康保険税納税通知書等(第1期)を4月中旬にお送りします

清須市の令和2年度国民健康保険税は、4月から翌年3月の1年分を、8回に分けて納めていただきます。

4月にお送りする「国民健康保険税納税通知書」第1期分は、令和元年中の所得がまだ確定していないため、「仮算定保険税」として、前年度の年間保険税相当額(年度途中から加入された世帯の場合は、1年間に換算した額)の8分の1の額を納めていただきます。(一部加入状況や資格状況によって8分の1にならない場合があります。)

令和2年度の年間保険税額は、7月中旬にお送りする保険税納税通知書等でお知らせし、第1期分の仮算定保険税額を引いた額を、第2期から第8期までの7回に分けて納めていただきます。

なお、4月1日以降に加入された新規世帯の方は、第1期分はなく、7月中旬ごろに保険税納税通知書等でお知らせし、第2期から第8期までの7回に分けて納めていただきます。

### 65歳以上の方で国民健康保険税を年金特別徴収で納めている方へ

65歳以上の方で国民健康保険税を特別徴収(年金から天引き)されている方は、令和2年度の保険税が確定していないため、4月から8月の税額については、2月の年金支給時に特別徴収させていただいた同額で徴収(仮徴収)させていただきます。

令和2年度の年間保険税額は、7月中旬ごろにお送りする保険税納税通知書等でお知らせし、仮徴収の税額を引いた額を、10月から翌年2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。

■問合せ 保険年金課(北館1階)

## 国民健康保険 人間ドック補助金のお知らせ

市国民健康保険保健事業として、30歳以上の被保険者の皆さんが医療機関で受診する、**特定健診の項目を全て含む人間ドックの費用の一部を補助**します。

### 対象者

- 人間ドック受診時に市国民健康保険の加入者(社会保険、健康保険、共済組合、後期高齢者医療保険等に加入している方は除く。)で30歳以上の方
- 世帯主及び本人の市税に滞納がない方

**補助対象** 人間ドック受診費 ※令和3年2月1日以降の受診については、補助の対象となりません。

**補助金額** **上限1万5,000円** ※年度内1人1回まで

### 申請までの流れ

- ①保険年金課窓口で事前申込をして申請書を受け取る。  
4月1日(水)から、「補助金交付申請書」をお渡しします。  
※平日の午前8時30分～午後5時15分
- ②任意の医療機関にて人間ドックを受診する。  
**令和3年1月末までに受診**し費用は各自支払いを済ませてください。
- ③市役所(保険年金課)へ申請する。  
「補助金交付申請書」、領収書及び健診結果をご持参ください。  
指定口座へ補助金を振り込みます。(申請月の翌月下旬に振り込みます。)

### 申請に必要なもの

「補助金申請書」、宣誓書兼市税納入状況確認同意書、医療機関発行の領収書(「人間ドック受診費」と記載のもの)、**特定健診の項目(広報清須今月号折込の「清須市国保特定健診・特定保健指導」を参照)を全て含む人間ドックの健診結果票**、振込口座の分かるもの、印章(はんこ)

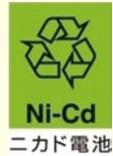
**申請期限** 令和3年3月1日(月)

■問合せ 保険年金課(北館1階)



## 使用済み小型充電式電池の回収を始めます

職員による「絶縁作業」が伴うため、回収場所は、生活環境課窓口のみとさせていただきます。  
回収対象電池は、以下のとおりとなります。



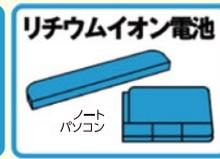
- 【識別表示】
- ・ニカド電池
  - ・密閉型ニッケルカドミウム蓄電池
  - ・Ni-Cd電池



- 【識別表示】
- ・ニッケル水素蓄電池
  - ・密閉型ニッケル水素蓄電池
  - ・Ni-MH電池



- 【識別表示】
- ・リチウムイオン電池
  - ・Li-ion電池



※乾電池（マンガン・アルカリ）、鉛蓄電池、コイン電池、ボタン電池、リチウム一次電池、自動車等のバッテリー、アルカリ蓄電池は、回収対象品目ではありませんので、ご注意ください。

■問合せ 生活環境課（北館2階）

## 「野焼き」は法律で禁止されています

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の燃焼を行うことですが、煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。「ごみ」を焼却できるのは、法律で例外とされた一部の行為と燃焼方法が法律で定める一定基準に適合した施設のみです。ドラム缶やブロック積み、穴を掘っての焼却は、違法な「野焼き」となります。

**家庭から出るごみは燃やさずに、市の分別収集に出しましょう。**回収できない「ごみ」、事業所から出る「ごみ」については、処理業者に処分を委託するなど適正に処理してください。

### 農地における野焼きについて

農地（田畑）で行う草木などの焼却は、害虫の発生を防ぐ効果や、焼却灰を肥料として使うために行われている作業です。このように、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きは、例外として認められています。ご理解とご協力をお願いします。

#### 農地で野焼きする際は以下のことに十分配慮しましょう

- ①燃やすものをよく乾燥させ、風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ②煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量にする。（あくまで例外行為です。燃やすことを推奨しているわけではありません。）
- ③燃やす前に近所の方に一声かけ、迷惑にならないようにする。（洗濯物ににおいがつく、煙と臭いで目やのどが痛いなどの苦情が入った場合は、消火をお願いすることもあります。）

### 野外焼却に対する問い合わせについて

例外扱いできないと思われる焼却により困っている場合には、次の点を了承していただき生活環境課へお問い合わせください。

野外焼却の状況等（焼却している場所、焼却している物、焼却している人の氏名等）、**連絡者の氏名、住所及び電話番号**についてお聞きします。（焼却している者に対し、連絡者の氏名等を教えることはありません。）

なお、火災の危険性がある場合は、消防署へも連絡してください。また、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。）の焼却や常習性（複数回の行政指導にも従わず焼却を繰り返すこと。）がある等の悪質な場合には、警察へ連絡してください。

■問合せ 生活環境課（北館2階）

# ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。



多くの施設において  
原則屋内禁煙に



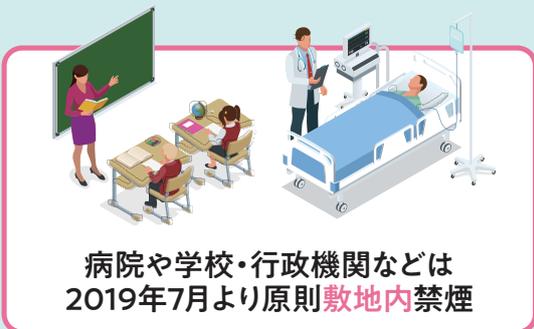
20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には  
標識掲示が義務付けに



病院や学校・行政機関などは  
2019年7月より原則敷地内禁煙



飲食店やオフィスなどは  
2020年4月より原則屋内禁煙

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送、事業船舶・鉄道、その他すべての施設

## 2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。

設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

 喫煙専用室 Designated smoking room	 喫煙専用室あり Designated smoking room available	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available
「喫煙室」の出入口に貼るもの	○喫煙が可能 ×飲食など不可 施設の一部に設置可	「喫煙室」の出入口に貼るもの	▲加熱式たばこに限定 ○飲食など可能 施設の一部に設置可



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



この機会に禁煙をお考えの方は、健康推進課の禁煙サポート相談をご利用してみませんか。

喫煙は、がんの発症に大きく関係しています。5月にはがん検診の受付も開始しますので、ぜひお受けください。

詳細は18ページをご覧ください。



■問合せ 健康推進課(北館2階)

新川地区●プラスチックごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…毎週土曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週水曜日■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週土曜日■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週土曜日■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週水曜日

行政ニュース  
夢広場はるび  
保健だより  
教室・講座  
児童・子育てだより  
フォトダイアリー  
インフォメーション



# 市民協働だより

## 今年度も市民協働係をよろしくお願ひします

今年度で発足から3年目を迎える市民協働係ですが、ボランティア団体さんの取材や、昨年度から始めた協働テラスなどをきっかけに、いろいろな市民活動をされている方と関わらせていただいています。

そのこともあり、窓口には、ちょっとした相談事や世間話をお話しに来ていただけるなど、市民の方々と距離も少しずつ近づいているように感じています。

「市民活動を始めてみたい」という方から連絡をいただき、団体さんをご紹介させていただいたこともありました。

市民活動が広がることは、市の目指す協働のまちづくりには欠かせないことです。市民活動や、協働に関心がある方は、市民協働係へお声掛けください。



## アダプト・プログラム団体のご紹介(Vol.9)

団体名(代表者)	郷地区美化推進会(長坂正則さん)	活動場所	名鉄下小田井駅 構内花壇
主なお花	チューリップ(4月頃)、ポーチュラカ(7月頃～)、パンジー(12月頃～)		

毎朝、通学通勤で人が行き交う名鉄下小田井駅の構内に、ひと際目を引くきれいな花壇があります。

長坂さんは、退職後に「何か地域に貢献したい」という思いから、駅周辺のゴミ拾いを始めたことがきっかけで、アダプト活動に参加され、毎日のように花壇の手入れをされています。

活動をするのに「最初の一步を踏み出すのには、勇気がいった」と言われますが、花壇を見て、近所の方が「きれいだね」と話す姿や、それをきっかけに交わす何気ない会話が励みになり、「やってよかった」と思われるそうです。

活動をする側も、お花を見る側も、アダプト・プログラムを通じてお互いに元気をもらうことができる。そんな素敵な一場面を、垣間見ることができました。



活動の様子



活動場所の様子[昨年4月撮影]

アダプト・プログラム活動への参加団体(5名以上のグループ)を随時募集しています。詳しくは担当までお問い合わせください。

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)



ボランティアさんの読み聞かせに  
夢中になる子どもたち  
(西枇杷島児童館)

4月2日はアンデルセンの誕生日であり、「国際子ども本の日」でもあります。「国際子ども本の日」は、子どもに本の世界を知るよるこびを、大人に子ども本の大切さを伝えるため、1997年に制定されました。スペインでは、4月23日は、「サン・ジョルディの日」として、キリスト教の聖祝日にあたりますが、この日は「本の日」とも呼ばれ、親しい人に本を贈る日となっています。また、ユネスコが制定した「世界本の日」でもあり、関連イベントも多く開催されています。日本では、2000年の「子ども読書年」を機に、「子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所を」との願いから、この日を「子ども読書の日」としています。



親から子へ、そして孫へと読み継がれる絵本は、大人になっても読んでみると、子どもの時とはまた違い、「心がほんわりとあたたかい気持ちになる」という新しい感動を与えてくれます。そんな素敵な本を、たくさん子どもたちと楽しみたいという思いで、図書館や児童館、小学校等で、読み聞かせをされているボランティアさんが、市内にはたくさんいらっしゃいます。読み聞かせボランティアの方が、「読み聞かせは、子どもたちのためだけにやっているのではなく、自分自身の生活や心を豊かにするために続けています。心の栄養剤ですね。」と、話してくださいました。残念ながら、大人になるにつれ、インターネットやスマホ等の便利なツールに頼るため、本を読む機会が少なくなりますが、せめて記念日には本を手にとってみませんか。

市民記者がゆく! まちなかWatch 56  
「本は、心の栄養」子どもたちとともに本を! 市民記者 武島敦子